

第 1 回 雇用仲介事業等の在り方に関する検討会 議事概要

- 1 日時 平成 26 年 3 月 31 日（月）10:00～12:00
- 2 場所 厚生労働省 職業安定局第 1 会議室
- 3 出席者
〈委員〉
阿部座長、安藤委員、大久保委員、竹内委員、松浦委員、水島委員、水町委員
〈事務局〉
坂口派遣・有期労働対策部長、富田需給調整事業課長、木本課長補佐
- 4 議題
雇用仲介事業等の現状について

（文責：事務局）

雇用仲介事業等の現状について

【議論の前提となる問題意識】

- 労働市場は活況を呈し、有効求人倍率も 1 倍を超えているが、一方で失業率は 3% 半ばで下げ止まりであるのは、構造的失業の高さが原因と考えられる。このミスマッチの問題を大きく取り上げたい。高齢化により、中高齢者の労働力再配置が必要となっていくなか、労働市場のマッチング機能の強化が課題である。
具体的には、雇用仲介に係る正確な情報流通の担保の方法、求職者・求人企業の評価方法、キャリア形成を考慮したマッチングの在り方、能力開発、仲介事業者による職業評価の在り方、マッチングの精度が高いといわれる縁故についてなどを含めながら、民間・公共の雇用仲介事業に今後どのような在り方が必要かという問題意識を持って検討していきたい。
- 少子高齢化社会における限られた人材の有効活用、技術進歩に伴う技術的失業の増加といった観点から、人材の再配置・労働移動は重要な問題。検討にあたっての観点として、事業者ではなく利用者の視点から、利便性、安全性、透明性の高い仕組み、特にエリート層のみならず一般層にも活用できる仕組みが必要と考える。
また、仲介事業者のマッチング能力と意欲の評価方法として、一定期間の雇用が継続しない場合に紹介手数料を返納する制度など、すでに民間で生まれている様々な仕組みに注目していきたい。また、住宅市場や結婚市場等の、他のマッチング市場の例も参考に議論したい。
- 民間職業紹介事業は、入職経路の中でのシェアは非常に低い現状がある。この中で、もちろん必要な規制はあるが、民間職業紹介事業者がどうしたら求められる役割を果たしていけるかという視点が重要。特に地方圏では、求人ニーズに応えるために広域の職業紹介が必要になるが、そのようなサービスは少なく、ビジネスとし

て成り立っていないのが現状。一方で、地方創生の観点からは都市部の人材の地方環流が必要であり、このなかで民間職業紹介事業者が一定の役割を果たしうるのではないか。この視点から、求職者保護にも留意しつつ検討したい。

また、海外企業の業界への参入率が高まり、日進月歩のIT技術が活用されている。こうしたサービスに規制が追いつくことは不可能であるが、何らかの規制を働かせる必要はあると考える。既存のルールで対応できない部分について、基本的なところからきちんと議論したい。

- 議論にあたっては、どのような求人・求職のニーズが存在するのか等、具体的な事実を確認することが重要。法政策が必要な場面と市場に任せられる場面の整理、制度設計により生じる問題点への対応も念頭に議論したい。

具体的な内容については、職業紹介事業と周辺の事業等の規制の整合性、根本的な概念の定義まで踏み込みたい。また、主な論点案のうち、とくに募集内容をめぐるトラブルを防止するための制度の在り方について重視したい。

- 今後、元々マッチしていないものをマッチングさせることが求められる中で、育成やキャリア・カウンセリングが重要。多様な当事者の話を聞きながら、制度設計の最適解を見つけたい。民間職業紹介事業者のシェアが低いのは、ハローワークとのすみ分けが曖昧ななか、一種の遠慮があるのではないか。また、利用者にとっては、両者のすみ分けは分かりにくく、敷居が高いという印象だけがあるのではないか。

- 単にマッチングするだけでなく、定着することが重要。民間雇用仲介事業者を通じたマッチングの定着状況も踏まえ検討したい。専門スキルを有する者や、在職中に転職活動を行う者にとって、民間事業者が発揮する力は大きい。民間事業者の役割を拡大する規制の見直しが重要。

一方で、民間事業者が専門層だけでなく一般層にも拡大する際の問題、特に利用者が複数窓口を回らなければ仕事が見つからない状況を避けることが必要。

IT化については、求職者保護に欠けない範囲でできるだけ対応していくべき。

- 社会の急速な変化の中、雇用仲介事業の実態に縦割的な規制があわなくなっており、抜本的な見直しが必要。

また、なぜ法規制が必要なのか基本に立ち返ること。そもそもは人身売買や中間搾取などを防止するため置かれたものだが、他方、この業界は歴史的にみて違法が多いのも事実であり、現在もIT化の中で濫用的な行為が見られる。それを防止することが必要。そのためには、形式的な規制を行って脱法行為を生むことのないよう、単なる規制緩和ではなく、適切な規制を考えていくべき。

さらに、必ずしも法的根拠が明確でない業務取扱要領等による運用を改め、法的な根拠を明確にしながら、透明性のある規制を講じることが重要。

テーマの大きな検討会であることを活用して、拙速に結論を急ぐのではなく、腰を据えた議論を行いたい。

【フリーディスカッション】

- ミスマッチ、求人求職の条件が折り合わない例が増え、需給のバランスが取れていない。折り合わない中で互いに妥協することが必要だが、その調整をしながらマッチングをしていくところに民間の強みがあるだろう。ただ、現状ではハローワークも民間事業者も対象としていない領域が広がっている。出産退職者、定年退職者、外国人などの支援はできていないのが現状。本当に働きたい人に仕事を紹介する、という原点を忘れずに検討したい。
- ハローワークも民間事業者も対象としていない、「市場が失敗している層」が拡大しており、これに対するある程度の政府の介入は許されると考える。
- SNS上で個人が人を募集する場合、募集主体は個人なのか運営事業者なのか整理し、一定のルールづくりが必要。
- SNS上のマッチングは、元々縁故紹介の一種として行われたものを、運営会社がサービスとして取り入れた。個人のつながりで募集した方が期待感があり、再評価が進んでいる分野。色々な領域で広がっているものであり、単に職業紹介事業として括するのは不適切。
- マッチングに手間がかかり、成功報酬がビジネス運営に十分とまらない分野は、民間事業者は手をつけないのが実態。
- 現行制度の規制の範囲を整理したうえで、実態に合わない部分で生じる弊害に対しどのように調整するかという視点からのアプローチが有用。
- 連続的なサービスの実態に対し、規制が分かれているため、齟齬が生じているのはでないか。規制の整理で対応できるのか、さらに政策的インセンティブの付与が必要なのか検討が必要。
- 海外事例なども参考に様々な角度からの検討が必要。民間事業者の大半は小規模なので、彼らが運営しやすいよう、固定費を抑え、ITの活用を認め、他の事業者と連携できるような仕組みが必要。
- マッチングにあたっては、単に労働条件だけでなく、文化的背景・地域性なども考慮する必要がある。この観点から、現状何が阻害要因となっているか整理することが重要。
- 大学生は就職活動のすべてを自分でやる必要がある。よりよいマッチングを作るには、教育を通じて大学が果たす役割も大きい。
- 上向きの労働市場の中でも、就職氷河期といわれた今の30代、40代は安定した雇

用に就けずに取り残されている実態がある。

- ハローワークと民間事業者のすみ分けの議論では、対象者を「スキルの高い層」、「事務職、専門的技術を要しない労務従事者」、「産後の職場復帰を目指す方や外国人」の3つに分ける必要がある。3層目は行政に委ねる部分、残る2層がビジネスの入りうる部分だが、注目すべきは真ん中の層である。
- 配布されたアンケート調査の他に、類似の調査があればいただきたい。
- 全体の中での民間職業紹介事業者の位置づけを考えるにあたって、民間職業紹介事業以外の入職経路を利用している人のデータもあれば参考にしたい。
- 事業形態を越えたルールづくりについて。求職者の意向では、勤務地・勤務時間等に対するこだわりは強いが、特に失業期間が長くなるほど、雇用形態に対するこだわりは低いのが実態。このため、事業者としても、雇用形態にとらわれない紹介が求められ、業態が複合化していく。その中で、1つの事業者が様々な異なる規制を受けるのは、効率の面で問題がある。
- 専業主婦の求職者等は、雇用形態のみならず、どの入職経路を取るかについても関心が低い。利用者の目線に立てば、どこに行けば実利にかなった提案を受けられるかが分かることが最も重要。

以上